

第2号議案

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業及び介護休暇等に係る制度を拡充するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「必要がある場合には、正規の勤務時間」を「必要がある場合には、前各項の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改める。

第2条の2の次に次の1条を加える。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第2条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項並びに第13条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第2条第7項に規定す

る勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第2条第7項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第14条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項並びに第13条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条第2項中「第14条の3」の次に「及び第14条の4」を加える。

第13条中「親」の次に「（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）」を加える。

第14条の2中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条において同じ。）」を加える。

第14条の3第1項を次のように改める。

職員が要介護者（配偶者等（配偶者，父母，子，配偶者の父母その他規則で定める者をいう。）で負傷，疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため，任命権者が，規則で定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合はその請求により，介護休暇を与える。

第14条の3第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する6月の期間」を「指定期間」に改め，同条第3項中「同条例」を「給与条例」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第14条の4 職員が要介護者の介護をするため，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合はその請求により，介護時間を与える。

2 介護時間の時間は，前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 介護時間については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和2

2年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前の日において当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする

育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1

項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条の3第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第7条の3中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第7条の6第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第8条中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第9条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務条件条例第2条第7項に規定する正

規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条又は」を「労働基準法第67条若しくは」に、「を承認されている職員」を「（以下「育児時間」という。）又は勤務条件条例第14条の4第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。））」に、「2時間から当該育児時間を「1日につき2時間から当該育児時間及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第14条の3第1項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の勤務条件条例」という。）第14条の3第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく適用日以後の日（初日から起算して6月を経過

する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

- 3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、改正後の勤務条件条例第2条の3第1項及び第4項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者」と、第13条中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」とし、第2条の規定による改正後の芦屋市職員の育児休業等に関する条例第2条の2中「第6条の4第1号に規定する養育里親」とあるのは「第6条の4第2項に規定する養育里親」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」とする。

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い，職員の育児休業及び介護休暇等に係る制度を拡充するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 深夜勤務及び時間外勤務の制限（第2条の3）

(ア) 任命権者は，次に掲げる職員が子を養育し，又は要介護者（※）を介護するために請求した場合には，深夜勤務及び時間外勤務をさせてはならない。

※ 要介護者とは，配偶者，父母，子，配偶者の父母等で負傷，疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。

	対象職員	制限する勤務	
		改正案	現行（規則）
a	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員	(a) 深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務） (b) 時間外勤務（1月に24時間，1年に150時間を超える勤務）（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）	
b	3歳に満たない子のある職員	時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）	
c	要介護者のある職員	a (a)及びbの勤務	a (a)及び(b)の勤務
<p>【適用を除外する場合】</p> <p>a (a)：公務の正常な運営を妨げる場合</p> <p>a (b)及びb：請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合</p> <p>c：a (a)及び(b)並びに公務の運営に支障がある場合</p>			

(イ) (ア) a 及び b の職員が養育する子の範囲に，次の者を加える。

a 特別養子縁組（※）の成立について家庭裁判所に請求した職員が現に監護する子

- b 養子縁組里親である職員に委託されている児童
 - c その他これらに準じる者として規則で定める者
- ※ 特別養子縁組とは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組をいう。

イ 育児時間の対象となる子等の範囲の拡大（第13条）

- (ア) 育児時間（※）の対象となる子の範囲をア(イ)と同様に拡大する。
 - (イ) 男子職員の育児時間について、付与する時間から差し引く時間の対象となる当該男子職員以外の親の範囲に、次の者を加える。
 - a 特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者で、当該子を現に監護するもの
 - b 子を委託されている養子縁組里親
 - c その他これらに準じる者として規則で定める者
- ※ 育児時間とは、生後満1年に達しない生児を育てる職員の請求により1日2回各々30分以内で当該職員に与える時間をいう。

ウ 介護休暇の分割付与（第14条の3）

任命権者は、職員が要介護者を介護するため、規則で定めるところにより、請求した場合は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内」（現行は、連続する6月の期間内）において介護休暇を与える。

エ 介護時間の新設（第14条の4）

職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合はその請求により、次のとおり介護時間を与える。

(ア) 付与期間	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内（当該要介護者に係るウの介護休暇の指定期間と重複する期間を除く。）
(イ) 付与時間	付与期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
(ウ) 給与額の減額	介護時間については、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

オ その他所要の規定の整備

(2) 芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条関係）

ア 育児休業をすることができない非常勤職員（第2条）

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）で定めるもののほか、これに類する育児休業をすることができない非常勤職員を次のとおりとする。

改正案	現 行
(ア) 配偶者同行休業又は育児休業をした職員の業務を処理するため任期を定めて採用された職員 (イ) 定年による退職の特例により、定年退職日の翌日以後引き続いて勤務している職員	
(ウ) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 a 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であり、養育する子が1歳6か月到達日までに引き続き採用されないことが明らかでない者等であって、勤務日数を考慮して規則で定めるもの b 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者で次のいずれにも該当するもの (a) 子の1歳到達日において非常勤職員又は配偶者が当該子の育児休業をしている場合 (b) 子の1歳到達日後の期間に育児休業をすることが規則で定める継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に該当する場合 c 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている者で、任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、採用日を初日とする育児休業をしようとするもの等	

【参考】 育児休業法で定める育児休業をすることができない職員

- ・ 育児短時間勤務をした職員の業務を処理するため採用された短時間勤務職員
- ・ 臨時的に任用される職員

イ 育児休業の対象となる子の範囲の拡大（第2条の2）

育児休業法で定めるもののほか、これに準じる育児休業の対象となる子を「養育里親である職員（児童の親その他の親権を行う者等の意に反するため、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている児童」とする。

【参考】 育児休業法で定める育児休業の対象となる子

- ・ 職員の子
- ・ 職員との間における特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護する児童
- ・ 養子縁組里親である職員に委託されている児童

ウ 非常勤職員が育児休業をすることができる期間（第2条の3）

非常勤職員が育児休業をすることができる期間は、次のとおりとする。

子の養育の事情	育児休業をすることができる期間
(ア) (イ)及び(ウ)以外の場合	子の1歳到達日まで
(イ) 配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合において非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合	子の1歳2か月到達日まで
(ウ) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で次のいずれにも該当するとき。 a 子の1歳到達日において非常勤職員又は配偶者が当該子の育児休業をしている場合 b 子の1歳到達日後の期間に育児休業をすることが規則で定める継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に該当する場合	子の1歳6か月到達日まで

エ 再度の育児休業等ができる特別の事情（第3条及び第7条の3）

既に育児休業をしたことがある子について再度の育児休業ができる特別の事情又は育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務ができる特別の事情を次のとおりとする。

改正案	現行
(ア) 育児休業又は育児短時間勤務（以下「育児休業等」という。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、育児休業等の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に該当することとなった場合 a 死亡した場合 b 養子縁組等により職員と別居することとなった場合	
(イ) 育児休業等をしている職員が、育児休業等に係る子以外の子に係る育児休業等をしようとするため、育児休業等の承認が取り消された後、承認に係る子が次に該当することとなった場合 a 死亡した場合 b 養子縁組等により職員と別居することとなった場合 c 特別養子縁組の成立の請求に係る家事審判	

<p>事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま里親である職員への委託の措置が解除された場合</p>	
<p>(ウ) 育児休業等をしている職員が、休職又は停職の処分を受けたことにより育児休業等の承認が効力を失った後、休職又は停職の期間が終了した場合 (エ) 育児休業等をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業等に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより育児休業等の承認が取り消された後、職員が当該子を養育することができる状態に回復した場合 (オ) 育児短時間勤務の承認が当該勤務と異なる内容の育児短時間勤務を承認することにより取り消された場合等 (カ) 育児休業等の終了後、3月以上の期間を経過した場合 (キ) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業等の終了時に予測することができなかった事実が生じ、育児休業等をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった場合</p>	
<p>(ク) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で次のいずれにも該当する場合 a 子の1歳到達日において非常勤職員又は配偶者が当該子の育児休業をしている場合 b 子の1歳到達日後の期間に育児休業をすることが規則で定める継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に該当する場合 (ケ) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている者で、任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、採用日を初日とする育児休業をしようとする場合等</p>	

オ 部分休業をすることができない職員（第8条）

部分休業（※）をすることができない職員を次のとおりとする。

※ 部分休業とは、職員が小学校就学の始期（非常勤職員にあっては、3歳）に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内に限る。）について勤務しないことをいう。

改正案	現 行
<p>(ア) 育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生じる等のやむを得ない事情により、引き続き当該育児短時間勤務と同一の短時間勤務をしている職員</p>	
<p>(イ) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。） a 同一の職に引き続き在職した期間が1年</p>	

以上である者 b 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考 慮して規則で定める者	
--	--

カ 部分休業の承認（第9条）

- (ア) 育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から育児時間及び介護時間（現行は、育児時間）を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- (イ) 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
（育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児時間及び介護をするための時間を減じた時間を超えない範囲内）

キ その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。
- (2) 改正前の芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、適用日において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の勤務条件条例に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく適用日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- (3) 平成29年1月1日から同年3月31日までの間における改正後の条例に係る読替規定の整備

民法抜粋

(特別養子縁組の成立)

第817条の2 家庭裁判所は、次条から第817条の7までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

(第2項省略)

児童福祉法抜粋

※ _____部分は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行（平成29年4月1日）により改正される規定

第6条の4 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

(1) 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

(2) 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）

(第3号省略)

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

(第4号省略)

(第2項及び第3項省略)

4 第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者(第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

(第5項及び第6項省略)

地方公務員の育児休業等に関する法律抜粋

※ _____部分は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行(平成29年4月1日)により改正される規定

(育児休業の承認)

第2条 職員(第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。)は、任命権者(地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)の承認を受けて、当該職員の子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。)を養育するため、当該子が3歳に達する日(非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日)まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業(当該子の出生の日から国家公務

員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第3条第1項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

（第2項及び第3項省略）

労働基準法抜粋

（産前産後）

第65条 使用者は、6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

2 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

（第3項省略）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律抜粋

（公務員に関する特例）

第61条 （第1項省略）

（第2項から第28項まで省略）

29 行政執行法人の職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第23条第3項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。

（第30項及び第31項省略）

32 前3項の規定は、地方公務員法第4条第1項に規定する職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第23条第3項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第29項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第4条第1項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

(第33項及び第34項省略)

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則で定める主な内容

- 1 特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した職員が現に監護する子又は養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者（条例第2条の3第1項関係）

養育里親である職員（児童の親その他の親権を行う者等の意に反するため、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている児童

- 2 職員の配偶者で子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者（条例第2条の3第1項関係）

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 出産の予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間にある者でないこと。
- (4) (1)から(3)までのほか、任命権者が子を養育することができると認める者であること。

- 3 子について特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者で当該子を現に監護するもの又は当該子を委託されている養子縁組里親その他これらに準ずる者として規則で定める者（条例第13条関係）

養育里親（児童の親その他の親権を行う者等の意に反するため、養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）

芦屋市職員の育児休業等に関する条例施行規則で定める主な内容

- 1 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員（条例第2条第3号ア(ウ)関係）
次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 1週間の勤務日数が3日以上の子
 - (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

- 2 子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合（条例第2条の3第3号イ関係）
次に掲げる場合とする。
 - (1) 子について、保育所若しくは認定こども園における保育又は家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
 - (2) 常態として子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で子の1歳到達日後の期間も引き続き養育する予定であったものが次のいずれかに該当することとなった場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 子と同居しないこととなった場合
 - エ 8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

- 3 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員（条例第8条第2号イ関係）
次のいずれかに該当する者であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。
 - (1) 1週間の勤務日数が3日以上の子
 - (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。ただし、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。第7項において「育児短時間勤務職員等」という。）（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>2 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができる。</p> <p>3 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員については、前2項の規定にかかわらず、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。ただし、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。第7項において「育児短時間勤務職員等」という。）（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>2 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができる。</p> <p>3 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員については、前2項の規定にかかわらず、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p>

改正案	現 行
<p>5 任命権者は、前項の規定により勤務を要しない日及び勤務時間の割振りをする場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（短時間勤務職員にあつては、8日以上）の勤務を要しない日を設け、及び当該期間につき第1項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は任命権者の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（短時間勤務職員にあつては、8日以上）の勤務を要しない日を設け、又は当該期間につき同項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である職員について、規則の定めるところにより、52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で勤務を要しない日を設け、及び当該期間につき同項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。</p> <p>6 任命権者は、職員に第2項、第4項及び前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を勤務を要しない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の午前又は午後の勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>7 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、<u>前各項の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）</u>以外の時間においても、職員に勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公</p>	<p>5 任命権者は、前項の規定により勤務を要しない日及び勤務時間の割振りをする場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（短時間勤務職員にあつては、8日以上）の勤務を要しない日を設け、及び当該期間につき第1項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は任命権者の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（短時間勤務職員にあつては、8日以上）の勤務を要しない日を設け、又は当該期間につき同項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である職員について、規則の定めるところにより、52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で勤務を要しない日を設け、及び当該期間につき同項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。</p> <p>6 任命権者は、職員に第2項、第4項及び前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を勤務を要しない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の午前又は午後の勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>7 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、<u>正規の勤務時間</u>以外の時間においても、職員に勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に</p>

改正案	現 行
<p>務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができる。</p> <p>8・9 (省略)</p> <p><u>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</u></p> <p><u>第2条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項並びに第13条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第2条第7項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。))をさせてはならない。</u></p>	<p>限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができる。</p> <p>8・9 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>3 <u>任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第2条第7項に規定する勤務をさせてはならない。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定は、第14条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項並びに第13条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のあ</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>る職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>（休暇）</p> <p>第7条 職員の休暇は、次条及び第10条から第18条までに規定する休暇とする。</p> <p>2 前項に規定する休暇のうち、第14条の2（1年度について10日を超えない範囲内（短時間勤務職員にあつては、規則で定める日数を超えない範囲内）において承認を受けた期間を除く。）及び第18条に規定する休暇は、無給休暇とし、その他に規定する休暇（第14条の3及び第14条の4に規定する休暇を除く。）は、有給休暇とする。</p> <p>（育児時間）</p> <p>第13条 生後満1年に達しない生児を育てる職員に対しては、その請求により1日2回各々30分以内の育児時間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として規則で定める者を</p>	<p>（休暇）</p> <p>第7条 職員の休暇は、次条及び第10条から第18条までに規定する休暇とする。</p> <p>2 前項に規定する休暇のうち、第14条の2（1年度について10日を超えない範囲内（短時間勤務職員にあつては、規則で定める日数を超えない範囲内）において承認を受けた期間を除く。）及び第18条に規定する休暇は、無給休暇とし、その他に規定する休暇（第14条の3に規定する休暇を除く。）は、有給休暇とする。</p> <p>（育児時間）</p> <p>第13条 生後満1年に達しない生児を育てる職員に対しては、その請求により1日2回各々30分以内の育児時間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの条の休暇を使用しようとする日におけるこの条の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回各々30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）を与える。</p>

改正案	現 行
<p>含む。)が当該職員がこの条の休暇を使用しようとする日におけるこの条の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回各々30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)を与える。</p> <p>(看護休暇)</p> <p>第14条の2 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条において同じ。)<u>又は1親等の血族若しくは姻族が病気又は負傷等のため、職員が看護等に従事しなければならないときは、その請求により1年度に25日以内の看護休暇を与えることができる。</u></p> <p>(介護休暇)</p> <p>第14条の3 <u>職員が要介護者(配偶者等(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合はその請求により、介護休暇を与える。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤</p>	<p>(看護休暇)</p> <p>第14条の2 職員の配偶者又は1親等の血族若しくは姻族が病気又は負傷等のため、職員が看護等に従事しなければならないときは、その請求により1年度に25日以内の看護休暇を与えることができる。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第14条の3 <u>職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者が負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるため、職員が介護をする必要がある場合はその請求により、介護休暇を与える。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤</p>

改正案	現 行
<p>務しない1時間につき、<u>給与条例第19条に規定する勤務1時間当たり</u>の給与額を減額する。</p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p><u>第14条の4 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該</u> <u>介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当</u> <u>該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1</u> <u>日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められ</u> <u>る場合はその請求により、介護時間を与える。</u></p> <p><u>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間</u> <u>を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 介護時間については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤</u> <u>務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たり</u> <u>の給与額を減額する。</u></p>	<p>務しない1時間につき、<u>同条例第19条に規定する勤務1時間当たり</u>の給与額を減額する。</p>

芦屋市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 芦屋市職員の定年等に関する条例（昭和59年芦屋市条例第4号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をして</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 芦屋市職員の定年等に関する条例（昭和59年芦屋市条例第4号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p>

改正案	現 行
<p><u>いる非常勤職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</u></p> <p><u>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</u></p> <p><u>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>第2条の4 （省略） （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、<u>産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>ア 死亡した場合</u></p> <p><u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p>	<p>第2条の2 （省略） （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め<u>若しくは</u>出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業<u>若しくは</u>出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p>

改正案	現 行
<p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ <u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p><u>(3)～(6) （省略）</u></p> <p><u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p><u>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>（育児休業の承認の取消事由）</p> <p>第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第7条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、<u>産前の休業を始</u></p>	<p><u>(2)～(5) （省略）</u></p> <p>（育児休業の承認の取消事由）</p> <p>第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第7条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め</p>

改正案	現 行
<p>め、又は出産したことにより、<u>当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第7条の6第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第7条の6 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公</u></p>	<p>若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第7条の6第1号に掲げる事由に該当したことにより<u>当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第7条の6 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次の各号に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p>

改正案	現 行
<p><u>務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p> <p>ア <u>同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u> (部分休業の承認)</p> <p>第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>勤務条件条例第2条第7項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))</u>にあつては、<u>当該非常勤職員について定められた勤務時間</u>の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 <u>労働基準法第67条若しくは勤務条件条例第13条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)</u>又は<u>勤務条件条例第14条の4第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)</u>に対する部分休業の承認については、<u>1日につき2時間</u>から当該育児時間及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内</u>で(当該非常勤職員が<u>育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間</u>(以下「介護をす</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 <u>労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条又は勤務条件条例第13条の規定による育児時間を承認されている職員</u>に対する部分休業の承認については、<u>2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内</u>で行うものとする。</p>

改正案	現 行
<p>るための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>	